

1. 法律専攻

法律専攻には、公共政策と法コース・ビジネスと法コース・国際関係と法コースの3つのコースがあり、それぞれのコースによって専門教育科目の履修方法が異なる。

学生諸君は、いずれかのコースを選択し、履修規程に基づいて単位を修得しなければならない。

各コースについて

【公共政策と法コース】

生身の人間が他の人間と関係をつくりながら生きていく社会においては、何らかのルールが必要とされるが、そのルールを支える理念こそ「公共」といわれるものである。このコースでは、社会のルールである「法」を学ぶことを通じて、社会の基礎を成す「公共」を知ること目標としている。社会の基本的なルールである、憲法・民法・刑法などの法分野を中心に学びながら、「公共」とは何かを考えるためのコースである。

【ビジネスと法コース】

ビジネス活動は一定のルールに基づいて行うことが求められる。例えば、事業を興すために資金を調達するにしても、会社を組織し大規模に展開していくにしても、その際には定められたルールに従っていかなくてはならない。このコースでは、民法や商法など、ビジネス活動と関わりが深い法分野を中心に学びながら、ビジネス活動を行ううえで守らなくてはならないルールを知り、法令・規範を遵守する重要性を認識することを目標としている。

【国際関係と法コース】

国際社会の基礎を成すのもまた生身の人間であり、国際関係がそうした人間同士のぶつかり合いの中から形成される以上、そこにもルールが必要となる。このコースでは、「国際社会」において働いているルール＝法、ならびに、「国際社会」の実態＝政治、その両方を中心に学びながら、「国際関係」を多角的に理解し考えられるだけの能力を身につけることを目標としている。

カリキュラムの構成と履修方法

法律専攻における専門教育科目の構成とその履修方法は、次のとおりである。

| コース カテゴリ | 公共政策と法 | ビジネスと法 | 国際関係と法 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 1 | | | |
| 2 | 12 単位以上 | 4 単位以上 | 8 単位以上 |
| 3 | 4 単位以上 | | |
| 4 | 12 単位以上 | 10 単位以上 | |
| 5 | 4 単位以上 | 10 単位以上 | |
| 6 | | | 8 単位以上 |
| 7 | | 8 単位以上 | |
| 8 | 4 単位以上 | 4 単位以上 | 4 単位以上 |
| 9 | | | 16 単位以上 |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |

- 1) 卒業するためには、専門教育科目から 64 単位以上を修得しなければならない。
- 2) コースの選択は、1 年次の履修登録時から行う。2 年次前期ならびに 3 年次前期の履修登録時に、コースを変更することができる。ただし、3 年次前期の履修登録時に登録したコースが最終決定となり、4 年次にはコースを変更することはできない。
- 3) 法律専攻の専門教育科目はいずれも選択科目であるが、コースごとに修得しなければならない科目数・単位数がそれぞれ異なっているので、注意すること。詳細は、P34～36 のカリキュラム表を参照のこと。
- 4) カテゴリ 1 の「キャリア・プランニング」は、必修科目ではないが、1 年次に必ず履修登録しなくてはならない科目である。(ただし、留学生および社会人については、この限りでない。) また、「キャリア・プランニング」については、原則として 2 年次以降に履修することはできない。
- 5) カテゴリ 8 の「裁判法 A」および「裁判法 B」については、3 年次以降に履修することはできない。
- 6) カテゴリ 9 の「地域研究」、および、カテゴリ 11 の「法律学特殊講義」・「政治学特殊講義」については、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができる。
- 7) カテゴリ 11 の「基礎演習」および「判例演習」については、開講学年でのみ履修することができる。

- 8) 「演習」は同一年度に4単位まで履修することができるが、合計8単位を超えて履修することはできない。
- 9) 下記の検定試験または資格試験に合格した者は、3年次または4年次の履修登録期間内に申請を行うことによって、次の通り単位認定を受けることができる。

| 検定・資格 | 認定科目名 | 単位数 | 評価 |
|-----------------------|-----------------------|-----|-------|
| 行政書士試験 | 法律学特殊講義（行政書士） | 2 | N（認定） |
| 3級知的財産管理技能検定 | 法律学特殊講義（3級知的財産管理技能検定） | 2 | N（認定） |
| 2級知的財産管理技能検定 | 法律学特殊講義（2級知的財産管理技能検定） | 2 | N（認定） |
| ビジネス実務法務検定試験3級 | 法律学特殊講義（3級ビジネス実務法務検定） | 2 | N（認定） |
| ビジネス実務法務検定試験2級 | 法律学特殊講義（2級ビジネス実務法務検定） | 2 | N（認定） |
| 宅地建物取引主任者資格試験 | 法律学特殊講義（宅地建物取引主任者資格） | 2 | N（認定） |
| 国会議員政策担当秘書資格試験 | 政治学特殊講義（国会議員政策担当秘書資格） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験ベーシック（基礎）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定基礎） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験スタンダード（中級）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定中級） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験アドバンスト（上級）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定上級） | 2 | N（認定） |

注1) 上記の科目は、年次別履修単位制限のうちに含まれない。

注2) 検定・資格試験による単位取得の上限については、P7参照のこと。

注3) 上記期間外の申請は受け付けない。

- 10) 全学オープン科目として経済学部より供出されている「憲法」・「民法Ⅰ・Ⅱ」・「商法Ⅰ・Ⅱ」を、法律専攻の学生は履修することができない。
- 11) 「演習」、「基礎演習」、「判例演習」およびその他の一部の科目については、1クラスあたりの履修者数に上限が設定されている。履修希望者数が上限を超えた場合には、抽選または選考による選抜を実施する。

2. 法律専門職専攻

法律専門職専攻において、学生諸君は、履修規程に基づいて単位を修得しなければならない。

カリキュラムの構成と履修方法

法律専門職専攻における専門教育科目の構成とその履修方法は、次のとおりである。

| カテゴリ | 所要単位数 | 備考 |
|---------|---------|----------------------------|
| 導入科目 | | ※開講学年において必ず履修登録をしなければならない。 |
| 基礎科目 | 44 単位以上 | |
| 演習科目 | 8 単位以上 | |
| 展開科目 | 8 単位以上 | |
| 法律系共通科目 | | |
| 政治系共通科目 | | |
| 関連科目 | | |

- 卒業するためには、専門教育科目から 64 単位以上を修得しなければならない。
- 法律専門職専攻の専門教育科目は、いずれも選択科目である。開講科目の詳細は、P38～40 のカリキュラム表を参照のこと。
- 導入科目の「基礎演習」・「判例演習」・「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」は、必修科目ではないが、開講学年に必ず履修登録をしなければならない科目である。
- 導入科目の「基礎演習」・「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」については、原則として 2 年次以降に履修することはできない。また、導入科目の「判例演習」については、原則として 3 年次以降に履修することはできない。
- 演習科目の「争点研究演習」、法律系共通科目の「法律学特殊講義」、および政治系共通科目の「地域研究」・「政治学特殊講義」については、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができる。
- 演習科目については、同一学年において 8 単位まで履修することができる。また、同一の演習科目を 2 年連続して履修することができるが、8 単位を超えて履修することはできない。
- 導入科目・基礎科目・演習科目・展開科目については、法律専門職専攻の学生のためにのみ開講されているものを、履修しなければならない。
- 下記の検定試験または資格試験に合格した者は、3 年次または 4 年次の履修登録期間内に申請を行うことによって、次の通り単位認定を受けることができる。

| 検定・資格 | 認定科目名 | 単位数 | 評価 |
|-----------------------|-------------------------------|----------|--------------|
| 行政書士試験 | 法律学特殊講義（行政書士） | 2 | N（認定） |
| 3 級知的財産管理技能検定 | 法律学特殊講義（3 級知的財産管理技能検定） | 2 | N（認定） |
| 2 級知的財産管理技能検定 | 法律学特殊講義（2 級知的財産管理技能検定） | 2 | N（認定） |
| ビジネス実務法務検定試験 3 級 | 法律学特殊講義（3 級ビジネス実務法務検定） | 2 | N（認定） |
| ビジネス実務法務検定試験 2 級 | 法律学特殊講義（2 級ビジネス実務法務検定） | 2 | N（認定） |
| 宅地建物取引主任者資格試験 | 法律学特殊講義（宅地建物取引主任者資格） | 2 | N（認定） |
| 国会議員政策担当秘書資格試験 | 政治学特殊講義（国会議員政策担当秘書資格） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験ベーシック（基礎）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定基礎） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験スタンダード（中級）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定中級） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験アドバンスト（上級）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定上級） | 2 | N（認定） |

注 1) 上記の科目は、年次別履修単位制限のうちに含まれない。

注 2) 検定・資格試験による単位取得の上限については、P7 参照のこと。

注 3) 上記期間外の申請は受け付けない。

- 全学オープン科目として経済学部より供出されている「憲法」・「民法Ⅰ・Ⅱ」・「商法Ⅰ・Ⅱ」を、法律専門職専攻の学生は履修することができない。
- 教職課程・資格課程を履修する場合には、教職課程・資格課程の科目がその年度の時間割編成上、所定の開講学年では履修できないこと（卒業と同時に取得できない場合）もあるので、注意すること。

3. 政治専攻

政治専攻には、理論と歴史コース・分析と応用コースの2つのコースがあり、それぞれのコースによって専門教育科目の履修方法が異なる。

学生諸君は、いずれかのコースを選択し、履修規程に基づいて単位を修得しなければならない。

各コースについて

【理論と歴史コース】

政治のことをもっとよく知りたいという人や、あまり知識はないが政治を理解することは大切だと思うという人に、現代の日本の政治や世界の政治をより深く、正確に理解してもらうためのコースである。このコースでは、現代を理解するための基礎となる歴史的な知識から出発して、より普遍的な理論的思考法を身につけてもらうことで、現在の政治的な諸問題についての理解と洞察を得ることを目的とする。また、単に知識を身につけるだけではなく、討論に積極的に参加する能力も養ってもらう。デモクラシーが十分に機能するためには、優れた政治家がいるだけではなく、優れた政治家を支える（あるいは叱咤する）「優れた市民」が不可欠である。そのような市民を養成することが、このコースの目的である。

【分析と応用コース】

政治に対して強い関心があって、将来政治に関係する仕事につきたいと考えている人向けのコースである。政治家秘書を目指している人、将来的に地方議会の議員や国会議員を目指している人、ジャーナリストやNPO職員のような形で政治と直接かかわりを持ちたい人などを想定してカリキュラムを準備している。このコースでは、政治的な諸問題を解決するために必要な創造性を、歴史的な知識と討論の中で養っていく。それと同時に、政治活動の現場を、インターンシップやフィールドワークの形で実際に体験してもらう。この両方の力を身につけることで、政治の現場で実際に活躍することのできる柔軟で強靱な知性の修得を目指す。

カリキュラムの構成と履修方法

政治専攻における専門教育科目の構成とその履修方法は、次のとおりである。

| コース | | カテゴリー | |
|--------|-------|--------|--------|
| | | 理論と歴史 | 分析と応用 |
| 基礎科目 | | 10単位以上 | 10単位以上 |
| 演習科目 | | 8単位以上 | 8単位以上 |
| 展開科目 | 政治史 | 4単位以上 | |
| | 現状分析 | | 4単位以上 |
| | 理論・思想 | 4単位以上 | |
| | 主題別 | 8単位以上 | 8単位以上 |
| | オムニバス | 4単位以上 | 4単位以上 |
| | 実習 | | 4単位以上 |
| 専攻関連科目 | 法律系 | | |
| | 経済系 | | |
| 一般関連科目 | | | |

- 卒業するためには、専門教育科目から64単位以上を修得しなければならない。
- コースの選択は、1年次の履修登録時に行う。2年次前期の履修登録時に登録したコースが最終決定となり、その後の変更は原則として認められない。ただし、3年次または4年次において、やむを得ない事由がある場合に限り、特例として検討する。
- 政治専攻の専門教育科目は、コースごとに修得しなければならない科目数・単位数がそれぞれ異なっているため、注意すること。詳細は、P43～45のカリキュラム表を参照のこと。
- 演習科目の「演習Ⅰ」・「演習Ⅱ」は、いずれも同一年次に複数履修することができる。ただし、16単位を超えて履修することはできない。また、「演習Ⅰ」・「演習Ⅱ」はそれぞれ少なくとも4単位は修得しなければならない。ただし、「演習Ⅰ」については、3年次に進級した場合、「演習Ⅰ」を修得していないときに限り、4単位のみ履修することできる。
- 展開科目の現状分析の「地域研究」・「政治学特殊講義」、展開科目のオムニバスの「オムニバス・セミナー」、展開科目の実習の「フィールドワーク」、および、専攻関連科目の法律系の「法律学特殊講義」については、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができる。
- 展開科目の実習の「政治インターンシップ（長期）」・「政治インターンシップ（短期）」・「フィールド

ワーク」・「スタディ・ペーパー」については、受講にあたり所定の手続が必要となる。詳細は、別途公表される要項を参照のこと。

- 7) 展開科目の実習の「スタディ・ペーパー」については、3年次開講の「演習Ⅱ」で履修したのと同じの教員の指導を受けることが望ましい。
- 8) 展開科目の実習の「政治インターンシップ（長期）」・「政治インターンシップ（短期）」については、年次別履修単位制限のうちに含まれない。
- 9) 下記の検定試験または資格試験に合格した者は、3年次または4年次の履修登録期間内に申請を行うことによって、次の通り単位認定を受けることができる。

| 検定・資格 | 認定科目名 | 単位数 | 評価 |
|-----------------------|-----------------------|-----|-------|
| 行政書士試験 | 法律学特殊講義（行政書士） | 2 | N（認定） |
| 3級知的財産管理技能検定 | 法律学特殊講義（3級知的財産管理技能検定） | 2 | N（認定） |
| 2級知的財産管理技能検定 | 法律学特殊講義（2級知的財産管理技能検定） | 2 | N（認定） |
| ビジネス実務法務検定試験3級 | 法律学特殊講義（3級ビジネス実務法務検定） | 2 | N（認定） |
| ビジネス実務法務検定試験2級 | 法律学特殊講義（2級ビジネス実務法務検定） | 2 | N（認定） |
| 宅地建物取引主任者資格試験 | 法律学特殊講義（宅地建物取引主任者資格） | 2 | N（認定） |
| 国会議員政策担当秘書資格試験 | 政治学特殊講義（国会議員政策担当秘書資格） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験ベーシック（基礎）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定基礎） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験スタンダード（中級）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定中級） | 2 | N（認定） |
| 法学検定試験アドバンスト（上級）コース合格 | 法律学特殊講義（法学検定上級） | 2 | N（認定） |

注1) 上記の科目は、年次別履修単位制限のうちに含まれない。

注2) 検定・資格試験による単位取得の上限については、P7参照のこと。

注3) 上記期間外の申請は受け付けない。

- 10) 「政治学概論」、ならびに、全学オープン科目として経済学部より供出されている「憲法」・「民法Ⅰ・Ⅱ」・「商法Ⅰ・Ⅱ」を、政治専攻の学生は履修することができない。